

## 議事「条例見直しにあたっての課題について」の進め方

## 1 概要

事前に各委員にお渡しした事例一覧を基に、事例と当該事例に対する意見を回答いただいています。意見を分類すると、以下のとおりになります。

	分類	意見数	協議順
1	合理的配慮の提供	12	1
2	啓発・研修	12	2
3	市民による障がい者に対する差別の禁止の規定の追加	5	3
4	相談体制等	2	4
5	推進会議委員の任命	1	5
6	環境の整備	1	6
7	国・県・市と条例に基づく行政指導等との関係	1	
8	教育	1	
9	表彰	1	
計		33	-

※一つの事例に複数委員から意見がある場合や、複数の事例に同一の意見がある場合もあるため、意見数の合計と事例数は一致しません。

## 2 資料の構成

- ・資料2：条例見直しにあたっての課題に関する委員意見  
※上記分類ごとに委員意見をまとめた資料です。一覧中「資料3 事例番号」に記載された事例を基に、ご意見をいただいています。
- ・資料3：条例見直しにあたっての課題に関する事例  
※上記分類ごとに事例をまとめた資料です。例えば、委員が一つの事例について「合理的配慮の提供」「啓発・研修」に関する意見があった場合は、「合理的配慮の提供」と「啓発・研修」の分類1に事例が記載されています。

## 3 進め方

上記の表中の協議順ごとに協議を行うこととし、意見をいただいた委員から説明を行っていただきます。

委員からの説明後、各委員で協議を行っていただき、協議終了後、次の協議を行います。

なお、事例に関する対応の是非や相談の内容については協議の対象ではありませんので、ご了承ください。

#### 4 協議後の意見提出について

協議を踏まえ、新たにご意見がある場合や、第3回推進会議で既にいただいていた意見の補足・追加・修正がある場合は、資料4にてご回答いただき、第5回推進会議にて発表いただくことを予定しています。